

ざいりゅうしかくいちらん
3 在留資格一覧

ほうむしょう しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう
法務省 出入国在留管理庁(2021(令和3)年8月現在)

ざいりゅうしかく 在留資格	にほん 日本において行うことができる活動	がいとうれい 該当例	ざいりゅうきかん 在留期間
がいこう 外交	にほんこくせいふ せつじゆ がいこくせいふ がいこうし せつだんも りょうじきかん こうせいいん じょうやく 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約 も こくさいかんこう がいこうし せつ どうよう とつけんおよ めんじよ う ものまた 若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの もの どういつ せたい ぞく かぞく こうせいいん かつどう 者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	がいこくせいふ たいし 外国政府の大使、 こうし そうりょうじ だいひょうだん 公使、総領事、代表団 こうせいいんなどおよ く構成員等及びその家族	がいこうかつどう 外交活動の きかん 期間
こうよう 公用	にほんこくせいふ しょうにん がいこくせいふ も こくさいきかん こうむ じゅうじ ものまた 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその もの どういつ せたい ぞく かぞく こうせいいん かつどう ひょう がいこう こう かか 者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げ かつどう のぞ る活動を除く。)	がいこくせいふ たいしがん 外国政府の大使館・ りょうじかん しょくいん こくさい 領事館の職員、国際 きかんなど おおやけ ようむ 機関等から 公 の用務 はけん ものとうおよ で派遣される者等及び かぞく その家族	ねん ねん 5年、3年、1 ねん つき 年、3月、30 にちまた 日又は15日
きょうじゅ 教授	ほんぽう だいがくも じゅん きかんまた こうとうせんもんがっこう けんきゅう けんきゅう 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の しうまた きょういく かつどう 指導又は教育をする活動	だいがくきょうじゅなど 大学教授等	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月
げいじゅつ 芸術	しゅうにゅう ともな おんがく びじゅつ ぶんがく た がいじゅつじょう かつどう ひょう こうぎょう こう かか 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲 かつどう のぞ げる活動を除く。)	さつきよくか が か ちよじゅつか など 等 など 等	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月
しゅうきょう 宗教	がいこく しゅうきょううだんたい ほんぽう はけん しゅうきょうか おこな ふきょう た しゅうきょうじょう 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の かつどう 活動	がいこく しゅうきょううだんたい 外国の宗教団体から はけん せんきょううなど 派遣される宣教師等	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月
ほうどう 報道	がいこく ほうどうきかん けいやく もと おこな しゅざい た ほうどうじょう かつどう 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	がいこく ほうどうきかん 外国の報道機関の きしや かめらまん 記者、カメラマン	ねん ねん 5年、3年、1 ねんまた つき 年又は3月
こうどせんもんしょく 高度専門職	ごう 1号 こうど せんもんてき のうりょく ゆう じんざい ほうむしょうれい さだ きじゅん てきごう もの 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が おこな つぎ い は がいとう かつどう わ くに がくじゅつけんきゅう 行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究 また けいざい はてみ まよ みよ 又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの い ほうむだいじん してい ほんぽう こ う き か ん けいやく もと けんきゅう けんきゅう イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の し ど う さ き と く い く か つ ど う ま た ど う が い か つ ど う あ わ ど う が い か つ ど う か く れ わ じ ぎ と う 指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を みずか けいえい も と う が い き か い が い ほんぽう こ う し き か ん けいやく もと 自ら經營し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて けんきゅう けんきゅう し ど う も き と う い く か つ ど う 研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ろ ほうむだいじん してい ほんぽう こ う し き か ん けいやく もと し せん か がくも 口 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しく じんぶんかく ぶん や ぞく ち し ま も ぎ じ つ と う ぎ と う ぎ と う じ う じ か つ ど う ま た は 人文学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は とうがい か つ ど う あ わ とうがい か つ ど う か ん れ ん じ ぎ と う み ず か けいえい か つ ど う 当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら經營する活動 は ほうむだいじん してい ほんぽう こ う し き か ん けいやく もと じ ぎ と う けいえい ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を おこな も と う が い じ ぎ と う か ん り じ ぎ う じ か つ ど う た う が い か つ ど う あ わ と う が い か つ ど う 行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と か ん れ ん じ ぎ と う み ず か けいえい か つ ど う 関連する事業を自ら經營する活動	ほんとせいい ポイント制による高度 じんざい 人材	ねん 5年

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>2号</p> <p>1号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を有する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行ひ又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、人間知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)</p>	ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行ひ又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことできることとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月 または3月
法律・会計 業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文 知識・国際 業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、医学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を有する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月

在留資格	日本において行うことができる活動	該當例	在留期間
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6ヶ月又は3月
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものと同様において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月
技能実習	1号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習)に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習)に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 2号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習)に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習)に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 3号 イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習)に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習)に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) 法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲) 法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)

在留資格	日本において行なうことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けこれを修得する活動(この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行なう観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学校部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々にしていきかんねん指定する期間(4年3月を超えない範囲)
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行なう技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、人文知識・国際理解、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動又は留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行な日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々にしていきかんねん指定する期間(5年を超えない範囲)
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々にしていきかんねんする期間(5年を超えない範囲)

在留資格	日本において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者 (入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している者	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三回国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々にしていきかんねんする期間(5年を超えない範囲)